

(様式第2号)

会 議 録

令和3年2月18日作成

会 議 の 名 称	第7回JR島本駅西地区まちづくり委員会		
会 議 の 開 催 日 時	令和3年1月29日(金) 午後1時00分～午後5時00分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場3階 委員会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	都市創造部 都市計画課	傍聴者数	5名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	/		
出 席 委 員	榊原委員長、五江渕委員、永山委員、 難波委員、藤本委員、吉田委員 【事務局】 山田町長 都市創造部 名越部長、佐藤次長、今井課長、橋本 課長、藤本主幹、森鎌参事、滝沢係 長、川井係長		
会 議 の 議 題	1. まちづくり委員会における協議事項について 2. その他		
配 付 資 料	会議次第、会議資料他		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

第7回

JR 島本駅西地区まちづくり委員会会議録

日 時 令和3年1月29日(金)

午後1時00分

場 所 島本町役場 3階 委員会室

開会 午後1時00分

事務局 定刻となりましたので、ただいまから、JR島本駅西地区まちづくり委員会設置要綱に基づき、第7回JR島本駅西地区まちづくり委員会を開催させていただきます。本日の司会を担当します都市創造部都市計画課の森鎌です。よろしくお願いします。続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、本日配布させていただく資料として、「JR島本駅西地区「まちづくりガイドライン」策定に向けた提言（案）」と「エリアマネジメントのすすめ」と書かれた資料、「JR島本駅西土地区画整理組合への質問書」ですが、お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。本日の委員会につきましては、各委員の皆様の音声をより聞き取りやすくするために、マイクを設置させていただいております。ご質問やご意見を発言される際は、挙手のうえ、マイク下にあるボタンを押していただき、赤いランプの点灯を確認後ご発言いただき、終了後は再度ボタンを押していただき、ランプの消灯をご確認いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いします。本日の委員会におきましても、新型コロナウイルス対策として換気の時間を設けさせていただくため、45分ごとに5分間の休憩時間を設定させていただきますのでよろしくお願いします。なお、山田町長におきましては、本日、別の公務がありますことから、途中で一旦中座させていただきますので、ご了承ください。また、オブザーバーでありますJR島本駅西土地区画整理組合の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言下の状況を踏まえ、ご欠席とのご連絡をいただいております。また、大阪府住宅まちづくり部、谷田様におかれましては、所要により本日は欠席とのご連絡をいただいておりますので、この場でご報告をさせていただきます。それでは、この後の議事進行につきましては、JR島本駅西地区まちづくり委員会設置要綱第5条第1項により、委員長が議長となりますので、委員長に議事進行をお願いしたいと思います。議長、よろしくお願いします。

委員長 それでは案件に従いまして会議を進めてまいりたいと思いますが、本日、傍聴の申し出はございますでしょうか。

事務局 はい、ございます。

委員長 それでは、傍聴要領に基づいて、傍聴を許可するという事で、よろしいでしょうか。ないようですので、傍聴を許可します。では、傍聴者をご案内してください。

事務局 一応5名おられまして、あとまだそれ以外の方がロビーで待っていらっしゃいます。

委員長 傍聴者入場されましたが、まだロビーに多数の方がおられるようですので、ロビーにおられる方にも音声聞こえるようにしたいと考えておりますが、よろしいですか。それでは、会議に入らせていただきます。最初に、組合への質問書を出しますよと前回申し上げました。ただ、どうもあいまいなところがあったようで、私としては質問書をお出しして、それに文書でご回答を願うということで、今、そこに質問書と書いた文書がありますが、これは前回にはお見せしなかったのですが、こういうことでお出ししておりますが、組合のほうは、この前の前回の私の質問が、私

の個人的といいますか、そういう質問だと受け取られたようで、確かに文書でご返答は願えましたがけれども、私個人宛てということだそうです。いわば私信、プライベートな手紙だと解せられますので、この場ではやはりお出しするのはまずいだろうと思ひまして、今回は組合のご回答については申し上げないと、控えさせていただくことにします。ただ、それでは私としても困りますので、まず1番目にこの質問書を、この委員会としてお認めいただいたうえで、私が委員会、そして委員長名で出させていただくということで、改めてご了承を願いたいと思います。よろしいですか。

委員 すみません。これは委員会の中で会長が発言されたものをまとめたものと思ひていいですか。

委員長 はい、それで結構です。

委員 今、この一瞬でぱっと見られないのですが。

委員長 前回ほとんどご説明しているはずですが。

委員 そうですか。その回答についても、会長個人宛てということですが、それは正式な公文書になりますよね。つまり、情報請求すれば入手できるものです。

委員長 いえ、違います。私への私信であると。プライベートな。書簡である。プライベートレターであると私は解釈しておりますので、そういったことにはならないということです。

委員 まちづくり委員会として、質問したけれども、その回答はプライベートな資料ですか。

委員長 と、組合が受け取られたということですね。私の質問が、委員長としての公的な質問であると私は言ったつもりですが、組合はそうはお受け取りにならなかった。ですから、私に対する個人的な回答として、書面をいただいた。

委員 それは組合から個人的な回答ですという明確なあれがあったのですか。

委員長 そうです。

委員 すみません、割って入りますけれども、要は委員長のおっしゃりたいのは、一旦この私信というかたちで返ってきたから、それを正式な回答としてもらうために、委員会として、委員会名として出したいという趣旨ですよ。

委員長 一つはそうです。私は、いわば当然だと思ひていますが、そういう公的に回答いただいて、それは、この提言の中にも入れさせていただこうと考えております。ですから、余計私信に類するものをここに書くわけにはいかないということで。それからもう一つ申し上げておきますが、ご回答をいただく前の段階で、一度私は組合、その他関係者事業者等々、お話をし、趣旨を十分ご理解いただくというつもりでおります。どうですか。

委員 書いてあることは問題ないように一見見えるのですが、それがいいかどうかは、この場で回答しかねますという回答でもよろしいでしょうか。

委員長 多数決でいかがですか。

委員 多数決。

委員長 委員会としてご意見をお伺いしたいので、委員は。

委員 では、読む時間をください。

委員長 は。

委員 これを読む時間をください。

委員長 では、そうしてください。

委員 はい。なので、この工程を飛ばしてもらって、どうぞ進行のほうをお願いします。終わりまでに読んでおきますので。

委員長 では、終わる段階でよろしいかどうかお伺いするということですか。それならそれでいいですか。忘れないようにしないといけませんね。それでは、本日の議題につきまして、事務局からご説明願えますか。

事務局 本日のまず、まちづくり委員会における協議事項についてということで、本日お配りしております「まちづくりガイドライン」策定に向けた提言（案）、こちらの資料を用いて説明のほうをさせていただきます。こちらの資料は全体的にですが、前回の委員会でお配りさせていただいている資料からこの1カ月間、委員の皆様からいただきました意見を基に変更をさせていただいております。その変更させていただいた箇所につきましては表紙に記載させていただいておりますが、緑の帯のカラーリングしてあるところが前回からの変更事項として明記させていただいておりますので、よろしくをお願いします。私のほうからは大きな変更点だけを説明させていただきたいと思います。まず下のページ番号の1ページをお開きいただけますでしょうか。まちづくりの基本理念のまちづくりのテーマについて、しまもと新市街ひと・みず・みどりのつながりというのを前回までご意見いただいております。委員の皆様からの意見の中で、第2案ということで、下の対案の意見を今、いただいておりますので、本日こちらを併記させていただいておりますので、この点をご議論いただきたいと考えております。6ページを開いていただけますでしょうか。こちらの対象施設別の提言につきましても、この期間の間の委員さんのご意見を基に緑の部分を修正させていただいております。特に7ページになりますが、こちらは今後の以降のページにも関連してきますが、提言の部分につきまして各対象物毎に、それぞれの提言をいただいているかたちが前回までの資料でございましたが、今回コンセプト、あと提言と項目を分けさせていただいております。この中で各施設に合うコンセプトというのを記入させていただくかたち、こういった構成とさせていただいております。次に20ページを開いていただけますでしょうか。こちらは実現に向けてということで、今後、作成していく予定でありますまちづくりのガイドラインに沿ったまちづくりの推進に向けての体制作り等を記載しているページです。前回まではこの20ページの1ページに記載してある内容のみでございましたが、いくつかの事例をということで、21ページ、22ページに他事例を参考に、こういった組織体系ができるのではないかとといった事例を記載させていただいております。なお、22ページの下半分にありますエリアマネジメントのイメージですが、こちら、国土交通省のほうから「エリアマネジメントのすすめ」という冊子が公表されておりまして、そちらの冊子につきましては、皆様のお手元にオレンジ色の表紙があるかと思えますけれども、こちらを参考資料として配布させていただいておりますので、こちらも参考にご議論をいただければと思います。最後に参考資料の構成についてですが、36ページをお開きいただけますでしょうか。前回まではこちらは大阪府の景観計画の概要版を記載させていただいておりますが、こちら、景観計画の本編の抜粋版、北摂山系区域の部分だけを抜粋したページに差

し替えさせていただいております。その代わりではありませんが、41 ページですね。41 ページを開いていただきますと、大阪府景観計画の概要版のほうも、一部今回の議論の中で関係するページを、抜粋ページとして一部掲載させていただく、こちらの構成に変更させていただいております。提言案の構成等に関する変更は以上です。本日はこの提言案の内容をもって、委員の皆様にご議論いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。事務局からの説明は以上です。

委員長 ありがとうございます。今、最後に参考資料の話が出ましたので、そちらのほうを一つだけ先に。アセスメントの委員会評価結果というところで、写真が2枚しか載せておりませんが、実際にやったものはもっとたくさんありますので、全部というわけではないですが、写真をかなり、かなりというのは1ページ分ぐらいですかね。細かくですが、「6枚」×「2枚」ぐらい。5枚ぐらいですね。「5枚」×「36メーター」と「45メーター」ですか。両方分を入れさせていただきたいと思います。それでは、最初に戻ってご議論をお願いしますが、まず、先ほどのご説明の1ページ目のところのまちづくりの基本理念というところからお伺いしたいと思います。これはすべてというわけにはまいりませんので、とにかく委員会として一つにまとめなければだめですので、最終的には多数決といいますか、そういうようなかたちで決めざるを得ない問題ですから、最終的にはそちらで、当初案はこれまで出てきたので、これはまずいいのですが、第2案のほうをご提案の方、ご説明願えませんか。

委員 これは私が出しました。私のイメージとしましては、例えば更地に新しいものを作るイメージよりは、もともとあった、もともと営みがあった空間にバージョンアップするというイメージです。だから、新市街とか、新しいというブランニューではなくて、リノベーション、バージョンアップ、そういうバージョンアップというよりもリノベーションというコンセプトがふさわしいのではないかという意図で第2案のように提案させていただきました。

委員長 わかりました。そうしましたら、ご意見をお伺いしたいと思います。私から申し上げてよろしいですかね。新しいご提案のほうの一つは、つながるまちというのがありますが、これに私は同意します。つながるまちとしたほうがよいだろうと私は思いますので、それについては賛成です。それから第2点、新しいかどうかということですが、私としては、新しい、新しく街を作る、もともとあるのは確かですから、新しく街を作るのだという、どう言ったらいいのですかね。そういう気概といいますか、意気込みを持って始めるところから、いいものができるだろうと。そこからしか、むしろよいものはできてこない。新しくするわけですから、反対に古いものを大事にしましょう。これまでにあるものをなるべく生かしましょうということは、むしろ新しく作るからというところから、反対に生まれてくるものだと思いますので、私は新しいということにこだわる。一番言いたいのは、今、言った気概とか意気込みですね。それをテーマの中に込めたい。新しいものを作り上げるのですよというそういう意味合いで新しいという言葉はすべて元通りにおきたい。それから3番目におっしゃるような案であれば、これはどこの街のテーマであるのか、さっぱりわからないわけですね。例えば京都があります。あるいは世の中には小京都と呼ばれるような街がたくさんあります。これはそのどこにでも当てはまるような、そういうテーマ

ではないですかね。だから、どこのものかわからない、どこにも当てはまる、そんなものはテーマとしてふさわしくない、よくないと。第5次総合計画でも、最初のテーマのところ、島本という名前をわざわざ入れております。あれがあるから、島本の新総合計画であるということがわかるわけです。そういう意味でも、私はしまもと新市街というのは入れたい。入れるべきだと。それから、申し上げておきますが、私が最初に提案したテーマから生きているのは、しまもと新市街という言葉だけです。だから、随分変わったし、変えていただいて当然結構ですが、私の根本的な考え方のところは、今、言ったところですので、原案どおりいきたいというのが私の案です。今のつながるまちというのは、そのように変えるというかたちでしてください。それが私の提案であるということです。ほかに何かご意見、ご提案はございますか。とにかく一つに決めなければいけないということを前提にしてお話を願いたいのですが。

委員 委員です。一番上のタイトルのところですが、ここに新市街ということを入れるか入れないかという話がまずあるかと思いますが、今、議長の話を伺っていると、新市街というのは新しい街ができるということで、新市街が入ったほうがいいのではないかとのご意見でした。私も新しい街を作るという意味で、ここに新市街というのが入るのは問題ないかと思いますが、私はこののちの3行のところ、新しい街ができるのだから、それに対して、新たにまた、新たにというか、あえて新たにを入れる必要はないのではないかと私は思いました。3行目のこの活気を与える新たなまちづくりというはあるかもしれないですが、さらに、今、意見おっしゃった中でつけ加えるとすると、私もいろいろな街でかかわっていて、どこ見ても同じようにというのはよくある話なので、例えば自然と歴史の共生を図ったというときに、もう少し固有名詞を感じるような、どういう自然とどういう何の歴史との共生というのを入れるとかですね。何々の山並みの景観を生かしたという何か固有名詞というか、もう少し具体的なものを想起させるようなキーワードをここに入れると、少し個性が出るのかなということをおもいました。これまた地元の方が、地域の方がその言葉を選んでいただいたらいいと思いますが、以上です。

委員長 はい、わかりました。今のご意見ですと、上の1行ですね。サブテーマに当たるような部分ではなくてメインのところの、そこはこのままと言いますか、しまもと新市街ひと・みず・みどりのつながるまちということでよろしいですか。

委員 この2の意見というのは、しまもと新市街、全部消えていますかね。

委員長 全部消えている。

委員 全部消えている。しまもとは入ってもいいかと思いますが、新市街もね。つながるまちというのは、これでつながるまちというのに賛成しますけれども。しまもとというのは、皆さんは通常、最近ひらがなで書かれるのですか。

委員長 総合計画では、ひらがなで入れています。

委員 そうですか。それでいいかと思いますが。

委員長 そうすると、とりあえずメインテーマとサブテーマに分けて、お考えをお伺いしたいと思います。しまもと新市街ひと・みず・みどりのつながるまちというのと、何もなく、ひと・みず・みどりのつながるまち、このいずれかということで、いずれにするか、お決め願えますか。という

ことは、採決というかたちになりますかね。これは、とにかく決めないとまずい話です。では、しまもと新市街のに入ったほうがよいとおっしゃる方、挙手願えますか。私もあれです。何もない、ひと・みず・みどりのつながるまちというのがよいとおっしゃる方、挙手願います。これは3対3で決まらないですね。

委員 第2案は基本的にすごくいいなと思っていますが、しまもとという言葉は、何となくですが、あったほうが着地としてはいいかなとすごく思っていて、どこの街のスローガンなのかなというのがあったほうがいいかなと思っていて、例えばの修正案ですが、ひと・みず・みどりのつながるまちしまもとみたいな、そういうかたちであったほうが落ち着きがいいのかなと、個人的には思っています。基本的には路線としては第2案でいいかなと思っています。

委員長 単にしまもととしたら、要するにしまもとの中のどこの話かわからないわけですね。ここのテーマですから。だから、そのことも私の頭の中では、新市街というのをはずすことはできない。半分冗談で考えたのですが、しまもと旧農地というのはどうですか。

委員 加えて言うと、新市街というのがあまり素人、僕も素人の1人なので、素人的にはイメージがわかりにくいというのがあって。

委員長 ヨーロッパの街では旧市街とか新市街とかいう言い方よくしていますね。

委員 そういうあれですか。

委員長 だから、どちらかというとそのイメージですよ。新しい全体の街の中に何か市街地がある。個々に、こういうの、こういうのいろいろある中で、ここは区画整理によってできる新しい市街地、そういう意味合いです。

委員 言葉を選ばずに言いますが、世代間のあれもあるのかなと思います。新市街と聞くと、私はニュータウンとか新興住宅を連想するのです。なので、現在だとニュータウンはあまり成功例も失敗例もあって、そんなにいいイメージではないのですね。これは個人的な意見かもしれないですが、それか世代的な意見、考えかもしれないです。旧世代の香りがするのです。これも今、言葉を選ばずに言わせていただきまして申し訳ありませんが。なので、あまりトレンドなあれがしなかったんで、しまもとというのを入れるというのは、私はそれは賛成というか、したほうがよいと思います。

委員長 ニュータウンと新市街と、まるで全然違いますけどね。

委員 いいですか、委員です。私も新市街って、市街かなという感じはすごくしたのですが、皆さんが、今まで新市街という言葉を使ってこられたのかなと都市計画の頃から思ったので、賛成したのですが、確かにおっしゃるように、急なニュアンスはあるので、新しいまちとか、ひらがなで易しい言い方にされたほうがいいかなと思います。何かご提案があればいいのでないですか。例えば、新しいまち、ひと・みず・みどりがつながるしまもと、みたいとかね、先ほどおっしゃったように何か。でも、新しい街ができる、街、地域ができるのには違いがないので、何かそこを表現できたらいいと思います。市街ではないという気は私もします。

委員長 市街ではないと思われませんか。

委員 うん、皆さんが望んでおられるところがですね。街ではあるけれども、島本町と、そちらの町の

ほうがまだニュアンス的には合うなと思います。

委員長 言葉ですから、人それぞれに持つイメージが違うのは確かですが。ただ、少なくとも、ある固まりのその地域ですね。その地域の名前になるような、そういう言い方にしたいということですね。

委員 すみません。ここの提言というのが、将来的に島本町でまちづくりガイドラインみたいなものを作るときに、その素案になる可能性があるのかなとも思っていて、それでいくと、今回の土地区画整理事業をきっかけとはしていますが、ここはプロパーの問題ではなくて、今日出すテーマというのが広く街全体に参照される話なのかなと思ったので、あえてここに限定した感じでいかなくてもいいのかなと思っているのが一つあります。あともう一点、僕も基本的に新市街という言葉へのイメージは、委員とすごく共感するところがあって、逆に今の時代の感覚はルネサンス的な感じですが、古きよきものを大事にしたいとか、自然とかそういうところに価値を置く時代になってきているように、私としては感じているので、新しいという言葉にあえてこだわらなくてもいいのかな。ただ、ひと・みず・みどりがつながるまち、しまもとだったとしても、パンチに欠ける印象がすごくあって、いいワードがあったらいいなと思いますが、ぱっと思いつく言葉したら、例えば未来の街とか、前向き思考の言葉を入れてみるとか、そんなぐらいでしかないのですが、そんな感じです。

委員長 あそこの場所が固有名詞的に呼ばれる、そういうことが必要であるという私の考え方というのは、どう思われますか。あそこの街を、ほかから、あそこというのではなくて、しまもと新市街、どこまで通用するかわかりませんがね。そういう考え方はどうですか。だから、あの街の、あの区域の、何か名称的なものはつけたいということですね。そういうものは、どちらかという、私はあるべきだと思います。大体どこでも新しいものを作るときには呼び名をつけますよね。呼び名とか愛称と言ったらいいのか、何と言ったらいいのかあれですが。

委員 固有名詞と言われても泉北ニュータウンが、固有名詞が、そういうものが残っているではないですか。

事務局 委員長、今 40 分経過ですが、一旦休憩いかがでしょうか。

委員長 そうしたら休憩を取りますか。換気用の休憩だということですので、5分程度の休憩を取りたいと思います。

(5分間の休憩)

事務局 議長、それでは会議の再開のほうをそろそろよろしくお願いします。

委員長 それでは、換気も済んだようですので、再開させていただきますが。同じテーマで何かご意見はありませんか。

委員 では、すみません。先ほどの委員長のほうからあった旧市街の裏として新市街という話があって、それから今の JR 島本町は既存の駅が東側に駅前があって、駅前広場というか、そちら側にも広場があって、今度は新しく反対側にも今回そういった街ができるということなので、先ほどの意見を聞いている中で、どうも引っかかっているところは、この新市街の、市(し)、市(いち)というところが引っかかっているのかなと思ひまして。例えばトーンを少し弱めるのであれば、その新街という、市(いち)を取ってはどうかと。ルビをふるか、それかもう一つは先ほど話を

していたのですが、とても将来この街のこの西地区がどう呼ばれるかというのは、結構重要な問題なので、仮称というかたちで置いておいて、町民のいろいろな公募の中から選ぶということで、ブラケットにしておいて、そこはそういうかたちであとから募集というかたちのイメージとして置いとくというのも一つかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

委員長 今、休憩中に私も新町というのはあるなというのを考えていたのですが。島本町に新町といううなのではないですよ、そういう町名というか、あれはないですね。

事務局 ないです。

委員長 ただ、新町自体はどこにでもありますけど。

委員 一ついいですか。今の話を受けて、ひと・みず・みどりにつながるしまもと新しい町ぐらいにしたらどうですか。まちは町みたいな。公募されてもいいかと思うのですが。

委員長 私としては、とにかく固有名詞的な名前づけをしたい。したいというより、するべきだろうなと思いますよ。

委員 私も仮称に賛成ですが、ここの場で、ディスカッションでその固有名詞というか、呼び名が決まるとは思えないので、もう少し時間を取ったほうがいいのではないかなと思います。

委員長 わかりました。何らかのかたちで時間を取ると。公募によってのちに決めるというのも一つの手だし、むしろそのほうがいいかもしれないし。だから候補として、しまもと新市街、今の島本新町、それから、島本未来町というのもあったのですか。別にそれはそれでいいと思うので、三つぐらい候補があるというかたちで、とりあえず括弧にしておきましょうか。サブテーマのほうはどうしますか。先ほど、委員のおっしゃった意見も確かにそうですが、ここであまり具体的なことを言ってしまうと、むしろやりにくいかなという気がします。

委員 すみません。サブテーマのほうですが、メインテーマのところに水があるので、水もあったほうがいいのかと思いました。すみません、水、メインのほうに戻るので、僕が提案したのは、人、水、緑のつながる街、未来の街、島本かなんか、そんなものだったと思いますが、今ふと別の案が思い浮かんだので、人、水、緑が未来へつながる街、島本にします。

委員長 もうひとつ、いいような、ようわからないような。未来につながるというのは、それはそれでいいのだけれども。未来つけるのであれば、先ほど言った島本未来町ぐらいのほうがむしろいいのではないですか。未来につながるって、今すぐ、明日はどうなのだとか、あさってはどのなのだという話になりますよね。

委員 そこは、未来は今作っていくものだという意味も込めて。

委員長 含みのある言い方がいいのかどうか、それもよくわかりませんが。こればかりに時間を取るわけにいかないなので、もう一度あとで元に戻ることにして、先に進めたいと思います。そのほかはいかがですか。とりあえず5ページまでの間、2、3、4、5のあたりで何かございますか。

委員 この1ページから3ページまでのところですが、言葉ぐらいの話かもしれないのですが、まちづくりの課題という表現が、いいのかどうかというのが気になりまして。課題となると今、それが守られていないとか、そういうところのイメージがあって、というよりは、これを何か大事にしていこうという一つのキーワードなり、要素なのかなという意味で、そういう意味ですが、何

か別の表現のほうがいいのかなと思いました。

委員長 何か具体策はありますか。

委員 テーマとか、普通にキーワードというところを書いているところもあるみたいです。

委員長 上に出てきているから、テーマはあまりよくないですね。

委員 そうですね。

委員長 私は課題で別に抵抗感感じないですが。

委員 中に書いてある要素については、全然異論は特にはないです。

委員長 問題があるから課題だとは私は思わないのですよね。問題があろうがなかろうが、課題はあるわけです。だからそういう意味で、別にいいのでないのかなと思います。

委員 よろしいですか。全体を見られるとわかりやすいかと思います。テーマがあって、課題があって、基本方針なので、何か基本方針を出すための課題と取られると、課題とは何かすごい問題あるように、おっしゃるように捉えてしまうけれども、ステップ、ジャンプという感じで捉えられると問題ないかと思いました。

委員長 そうでしたら、とりあえずはよろしいですか。

委員 すみません。私もよく見られていないですが、今の話でいくと、課題があってジャンプなので、基本方針がその課題にリンクしているほうがいいのかと思いますが、そういうステップにはなっていない感じです。

委員長 だから基本方針の括弧書きの中に、その課題を入れているわけですね。そういうかたちでのつながりがあるという。

委員 ご提案ですが、それであればこのA、B、C、D、Eとか書かれているので、これをこの括弧内の、例えば景観であれば何になるのですかね、Aですね。A景観とか入れていかれたほうが、よりわかりやすいかと思います。

委員長 わかりました。では、それはそうしましょうか。よろしいですね。ほかに5ページまででよろしいですか。よろしければ6ページから、どこまでいったらいいかな。一応10ページまでありますので、そこまではあれに入れておいて、まず方針のところはよろしいですかね。この方針はプライベートスペース、民間建築物全体にかかわる方針だということで、基本方針よりはもう少し砕いてあるかたちで書いておるわけですが。

委員 すみません。よろしいですか。ここも若干気になるのが、緑は結構出てくるのですが、繰り返しになりますけれども、水があまり出てこないところが気になっていて、島本町は水がすごく有名というか、水がきれいだということが、一番僕は何か、よくそこが気になるのですが、だからそこが、水というのがこの基本方針でいくと、自然保護、保全のところに入っていて、水に関する環境保全というかたちでのみ、要は水質保護みたいな側面なのかなという感じがするのですが、それを超えて、例えば水の恵みなり、豊かな水系というものを生かした、あるいはつながったまちづくりみたいな感じにするのか、水の生かし方があまり具体的ではないかなと。もしその要素があまり重要でないということなのであれば、ご放念いただいたらいいのですが、基本、まちづくりテーマの中にも水というワードが入っているので、それをでは、どう基本方針に落と

し込んでいくのかというところが、具体性がないのかなと思います。何かそれはいろいろな意見、アイデアがいただけたらと思いますけど。

委員長 今おっしゃったのは基本方針のほうですか。どちらです。

委員 基本方針もそうですし。まちづくりの課題というところについても、水というのがCのところに出てくるぐらいなのかなと思います。自然保護、保全のところに出てきているので、ここで書いている内容というのは、恐らくは水質保護の観点なのかなとは読んだのですが、そうではなくて、水質保護は当然大事だとして、そこからまた踏み込んで、例えば、小川を大事にしましょうみたいなものがあるのか、その辺の水の生かし方がよくわかりませんが、例えば、その水源があって、その水源から水引っ張ってきて、何か街の中で飲めるようになったらすごく面白かったのかな。全くジャストアイデアですが、その辺がよく、これでいいのであればこれでいいと思いますし。

委員長 6 ページのところもあれですけども、雨水浸透枳とか、貯留槽とか、これは委員のご意見ですよ、もともとね。違いますか。雨水の浸透枍とか、透水性舗装の話もどこかありましたかね。だから結局、水で具体的に言っているのはそれぐらいの話ですが。

委員 例えばですが、大阪市内だったらいろいろな小さい川がたくさんあって、水都ということで、そういうのを生かしたまちづくりをしているわけですよ。それとか、例えば倉敷市とかそういうものは、ああいう何か船を渡して運河みたいな感じで、運河なのかな、わかりませんが、そういう水路を使った何かやっていたりとか、そういう水そのものではなくて、水路も大事にしていたりとか。わかりやすい例で言ったらそういうものがあって、島本町で大事にしたい水というのは、水質が多分一番大事なのでしょうけれども、それだけなのであればそれでもいいと思いますしということです。

委員 ご提案いいですか。今日、私はここに来るときに、市役所の横に池があると。そこに行って、水を活用できると思って見たら、水がきれいではないので、あまりその気持ちよくないかなとか見ていたのですが、景観でいくと水面の癒しみみたいなものもありますし、そういうところを考えると、この方針の景観の中にそういう文章を入れられたらいいのかなとは思いました。

委員 すみません。何かもっと言うと、ビオトープとか、そういう話も多分あったと思いますよね、だいたい前の委員会で。僕はどちらがいいのかはわかりませんが、開渠なのか、暗渠なのかとか、そういう話もあったわけなので、それは水に関する話かなと思います。それがどういう方針がいいのか、どういう基本方針でいくのかとかいうところが、あまり議論されているのに明確に定まっていないというのが、気になったということです。

委員 具体的ではないのですが、水のことを取り上げたい気持ちは重々あって、それで暗渠とか開渠とかという話もしていましたし、あとは島本は水がおいしい、地下水が豊富というのもあって、地下にある水ということも何とか、地下だけに掘り起こしたい的なあれもあるのですが、私の中では取り上げたい気持ちはあるけれども、ではどういう完成図になるのか、今イメージができていないのですね。その水路の話も何か不透明やし。

委員 であれば、いいと思います。

- 委員 何かもったいない気はするのですが、どうしたらいいのでしょうか。少し考えます。
- 委員 交通整理というか、先ほどの水とか、多分つながるというキーワードについては、先ほどからご指摘いただいている、例えば4ページ目の基本方針とかに入れないといけないというのが、おおかたの意見だと思いますし、私もそう思います。今、議論しているのは、では、その水が民間建築物につながるというのが、どういう具体的な落とし込みになるのかということだと思いますが、例えば、雨水浸透枳とかいう話もありましたけれども、要は水と、例えば民間の建築物との関係で言うと、あまり地下水を汚してほしくないという側面と、その一方で、この区画整理事業の中に、歴史ある水路が通っているということを感じられるような、何らかそういう、先ほど来話のあった、開渠にして、少しそこにちゃんと歴史ある水路が流れていますよということが感じられるようにするとか、多分その程度までを書くのかなという感じがしたのですが、いかがでしょうか。つながるといのが、エリアの中にそういった歴史ある水路があったということで、それを付け替えはしますけれども、それでもずっと流れているので、それを生かしてほしい、民間建築物にも敷地の中で少し何かそういったところが感じ取れるようにしてほしいという側面と、あとは水質を保全するために、先ほど委員長からあった、雨水とかの地下への浸透に対して、どう考えるかっていったところの配慮を書くというところでいかがでしょうか。
- 委員長 水の話で言うと、記述が少ないのは確かですよ。具体的には、駅前に水のものとか、あるいは緑道の開渠とか、それぐらいしか具体的な提案としては出てきていないし、もしほかにあれば、それはおっしゃっていただければいくらかでもあれしますけれども。
- 委員 今までの議論の中で、生物多様性の中で出ていたと思いますので、それをできるだけ、ここの民間建築物のエリアの中に、そういったものを感じ取れるようにするというぐらいかなと思います。
- 委員 これも提案ぐらいですが、例えば4ページの3、マル「1」の、「山並みと調和したみどり豊かな街並みによる」というところに、例えば山並みと水の恵みと調和したようなとか、そういうかたちで具体的にどこかに入ってくると何か、ああ、そういう方向性みたいなものがつかめるのかなとか思いましたけど。
- 委員長 今のご提案は入れさせていただいたほうがいいと思いますので、そうします。そう、具体的なご提案でなるべくお伺いしたいのですが。漠然と言われても、あそこがああだというのは、私には思い浮かびはしますけれども。とりあえず、方針の中でも水のことを、プライベートスペースの方針の中でも水のことを入れるということをしたと思います。7ページの提言のところですが、ここで新たにコンセプトというのを入れました。これは前回か前々回でしたか、町からのご提案の中で、コンセプトがあって具体的な中身という書き方で資料をお出しいただいていたので、それが全体にいかないかということで、1カ所だけというのはおかしな話ですから。だから統一的に、項目別に、とにかくコンセプトというのを入れたということです。それで、あと7、8、9あたりのところ、ご意見をお伺いしたいのですが。
- 委員 委員です。私はここの中のコンセプトというのに、違和感を感じたのですね。というのは、コンセプトというと、もう少し短くて、基本的な考え方とか、イメージをふっと、こう。キーワードまでも短くはないですが、1行とか2行ぐらいで収まるような、みんなでこれを目指そうみたい

なものの方が、伝わりやすいかなと思います。これを見せていただくと、何かそれぞれに対する方針というか、考え方、提言、もう少しより具体的になっているなということをおもいますので、コンセプトというのと、もう一つ提案の間みたいなものがあったほうがいいのかなと思ったのですが、それが一点です。もう一点は、住宅エリア、マル「1」とか、住宅エリア、マル「2」、「3」と書かれています、こういう区域分けをするのであれば、どこかに図柄を入れておかないといけないかと思ったのですが、この住宅エリア、マル「1」、マル「2」、マル「3」は、どこを見れば皆さんにはわかるのでしょうか。

委員長 地区計画の図がありましたよね、後ろのほう。

委員 後ろのほうですよ。資料ですよ。

委員長 資料に。だから、それはそこを見なさいというのは少なくとも書くようにはしますけれども、35ページになってしまいます。これは何か注記か何か、その図というのをに入れておいてくれますかね。

事務局 わかりました。

委員長 その前のところがもうひとつよくわからなかったのですが、これでは多すぎる、あるいは長すぎるということですか。

委員 いろいろなニュアンスがあるかと思いますが、私的には今までの感覚でいくと、こういう四つ「・」があるぐらいの文章というのは、あまりコンセプトと言い難いなと思ったところです。

委員長 とにかく私には、これくらいしか浮かばなかったということですが。

委員 いや、単純にコンセプトという言葉が、違和感があるというだけではないですか。

委員長 最初、このコンセプトというのは書かなかったというのはご存じですね。前回か前々回かに、町のご提案の中にコンセプトとあって、具体的な中身がありましたね。だから例えば、広告なんかでもそうですよね。必ずどんな小さな広告でも、広告のコンセプトがあって、具体的な広告物ができる。非常に細かいことに対して、そういうのを使うわけですよ。だから、そういうやり方で1カ所でもやるのであれば、全体にそうやりたいというのが第一に考えた私の考え方ですね。だから、そのコンセプトのおかげで、最初の「まちづくりの基本理念」というところが変わっているわけですよ。以前はまちづくりのコンセプトだったはず。ここにコンセプトを持ってきて、一番細かいところにもコンセプトというのは、それはおかしいだろうということで、こちらは基本理念に変えたのですがね。ただ、今の広告のコンセプトみたいな言い方をすれば、細かいからおかしいというのは当たらないと思いますよね。

委員 すみません。恐らく内容の問題ではなくて、コンセプトという語感と、書いている内容が一致しないというそれだけのことだと思ってしまうので、例えば、コンセプトとはもう少し大枠の話かなと私は思いますが、例えば景観に関する、景観の順守に関する手続きを定めて透明性を確保するとか、そういう、それを具体化したものが、ここの緑で追加されたもの。それをさらに細分化したものが提案して書いている内容みたいな、そんなイメージではないのかな。要はここで書きたい内容を一言で言ったら何ですか、というのがコンセプトでという、そんなイメージかなと思ったのですが。だから、住宅エリア1に対して何を求めますか、一言で言うとなんですか、ここの住宅エリ

ア1に関しては、ちゃんと計画で、景観に関して守るべき基本原則を、もうそのままになってしまいますけど。景観との調和に関して、一定の方針に基づいた手続きを定めて、透明性の確保された手続きを定めるとか、多分そんなイメージなのかなと思いました。では住宅エリア2、3についてはどうなのかという、内容が読めていないので表しにくいですが。

委員長 そんな問題ありますか。

委員 多分読んでいる側として、伝わりにくい。伝えやすさの問題なのかなとは思いますが、あと、すみません、方針のほうに戻って申し訳ないですが、例えば歴史、文化のところですが、歴史的景観を意識したデザインだけではなくて、デザインの配置とか。配置とかも加えていただいたらどうかと思います。あと景観ですが、先ほど水の話をしたので、例えば水の恵みを意識した景観作りの推進とか、そういうのを追記しておいていただけますでしょうか。

委員長 はい、それは考えさせていただきます。

委員 すみません、今、辞書調べたのですが、コンセプトは横文字なので、日本語で言うと構想とか概念とかそのあたりの言葉だと思うので、先ほど委員がおっしゃったのは結局、方針と提案というのは非常にわかりやすい関係ですが、その方針がたくさんあって、それを一旦集約して提案に落とし込むというその間のプロセスのことを何て呼ぶのかといったときに、それを日本語で言うなら基本構想とか、これもまちづくりとか、そういういろいろなところで使われているので適切ではないかもしれませんが、そういうところが単純に今、議論しているのかなと思ったので。コンセプトというのは、その。

委員長 広告のコンセプトとよく言いませんか。

委員 もちろんそれは、はい。

委員長 だからその程度のことです。

委員 はい、もちろんそれは重々理解していますが、それがこう、すんなりとその方針と提案という間に入っているというところを、何かいい言葉がないかということだと思いますが。

委員 すみません、経緯をよく理解していないのかもしれないのですが、前回、基本理念のところコンセプトがあったということですか。

委員長 いやいや、それはそれこそ単に言葉の問題ですよ。非常に大きなことと一番細かいことが一緒のコンセプトという言葉で表されているのは、それは変でしょうという、その程度の話ですよ。

委員 だから何か私の感じでは、この民間建築物のところにもう既にコンセプトが出てきて、それに対して方針があって、提言があるぐらいのスケールですね。コンセプトと今言ってくださった、その構想とか概念というところできくと。構想、概念があって、そして方針が出されて、それに対して提案をするという感じですが。

委員長 いや、提言があって、その提言の中に提案がいくつかあるわけですね。提案の、1があって、2があって、3があって、その1、2、3のそれぞれにコンセプトがあるという格好ですね。だからそれは、例えば公園に関するコンセプトという言い方で町のほうは前回、案をお出しになったので。それをやるのだったら、こうでもしないと全体の構成が整いませんよという感じですね。だから、面倒臭いけどわざわざつけたという感じですが。どう言うのかな。ここにコンセプトと書いてあ

るものを全部取ってもいいのです。

委員 これではどうでしょうか。6ページに書いてある、方針って書いてあるところは、全体方針にしてください、7ページ目以降に出てくる、それぞれのエリア別に出てくるところは個別方針とかと書き換えていただいたら誤解がないのかなと思いますが。いかがでしょう。

委員長 それはわかります。どうするかな。とにかく方針というのがたくさんあるというのは、おわかりですね。基本方針があつて、方針があつてという。ですから、以前は何か別の書き方をしていたような感じがあるのですが、せめて基本方針があつて、方針があつて、それぐらいにとどめておきましょうということだったのですが。少なくとも方針は方針であつて、コンセプトを個別方針に変えろとおっしゃるのだったら、それはそれで別に構わないですが。

委員 委員です。いいですか。コンセプトですが、すみません、的はずれなこと言っていたら申し訳ありませんが、提言に対する実現目標というか、そう見えるのです。ですので、例えば7ページだったらコンセプトと「・」が四つありますけれども、このA、景観に関して事業者が守るべき基本的原則の下に、何か例えば実現目標みたいな感じでこの「・」の一つ目、景観に関して守るべき基本的原則を明示し、みたいな書き方にしたらどうでしょう。

委員長 もう一度言ってください。

委員 そのコンセプトって追加していただいたのが、その下に続く提言のA、B、Cとかのものの、何かコンセプトと書いてある文言が提言に対する実現目標みたいなふうに私には見えたので、このコンセプトに書いてあるこの1行、1行を、例えばAの景観に関して事業者が守るべき基本的原則とその具体的な内容の続きの間とかに、何か実現目標みたいな感じの項目を設けて、だからもう一個見出しをつけて、そのコンセプトに書いてある文言を追加していったらいいのではないのでしょうかと思いました。

委員長 ややこしくなるだけと違いますか。ああだこうだと、もしあるのだったら、私はそのコンセプトをすべてにわたって取っ払うというのが一番わかりやすいかもしれんと、むしろそう思います。わざわざ書いたからこういう論議を呼んでいるわけで。全部取っ払えば、ある意味では問題ないわけです。

委員 すみません、コンセプトに書かれている内容が悪いというわけではなく、この頭出しのコンセプトという言い方がニュアンスにずれがあるなということを感じたのです。基本的考え方ぐらいにしておけば問題ないかと私は思いますが。それよりもう少しこう、コンセプトは上位概念のような気がしたのです。

委員長 広告のコンセプトなんて言葉は認めないわけですよ。

委員 いやいや、そのようなことないです。通常、私たちもデザインコンセプト等、いろいろなコンセプトを立ててデザインしていくので、コンセプトという言葉に対する問題は感じていないですが、ここに書かれている内容は、どう考えるかという基本的考え方について示されているのかなと思ったのです。

委員長 基本、今、個別方針というのと基本的考え方というのと二つのご提案があったわけですね。変えたほうがよいのであれば、それは変えたらいいいのですが。今の基本的考え方として、基本という

のもたくさん出てくるのですよね。基本理念から基本方針から。そういう言葉の重なりみたいなものはかえって変に誤解を招くだろうということで、わざわざ違う言葉を使っていくというのがどちらかというと私の考え方ですね。なるべく同じような言葉を使わないようにしましょう。

事務局 すみません、議長。そろそろ再開から45分たったのですが。

委員長 そうですか。そうしましたら、また休憩時間を取りたいと思いますので、5分ほどよろしく願います。

(5分間の休憩)

事務局 議長、それでは会議の再開のほう、よろしく願います。

委員長 はい。それでは再開させていただきます。どうしますかね。

委員 いいですか。言葉をどう整理するかって、また時間をかけて考えたいとは思いますが、この7ページの住宅エリア、マル「1」のコンセプトの最後の「・」の、建築計画・デザインに関し、概略平面や配置計画のみならず、より具体的な詳細にわたる提案を行うというところが、私的には理解できなかったのですが、もう少し詳しくお教えいただけますか。

委員長 これは、要するに、大阪府景観計画のほうに、行為の制限に関するうんぬんというのがありますよね。その程度の話のつもりですが。だからそれこそ色彩であるとか、その程度の話のつもりで書いてあるのですが。

委員 これは設計者に向けて、どういう手段をもって、どういう考え方で、どういう方針で、どうしてほしいということを書くところですよ。

委員長 はい。

委員 ですね。設計者はもちろん設計して、それを提案してくれると思いますが。提案することになると思いますが。そして、ここに書かれているように、より具体的な詳細にわたる提案、もちろんされると思います。しないと設計できないので。この言い方がわからなかったのですが。

委員長 どういうことか、もう一つ掴めてないのですが、設計者というのは、実際に設計なさる方の話ですか。だから、設計案とは完全に別の話をしている、というのはおわかりいただけますかね。こちらの提案は具体的な詳細にわたるといっても、設計に反映していただきたいという意味での提案ですから。中身としては、全体のスカイラインの話とか色彩の話とか、要するにその程度の話だということですが。何か別の書き方のほうがよければ、そうしますけど。

委員 すみません、恐らく今の議論は、どんな観点にかかわるところについて、この提言の中で土地区画整理事業に対して提案を行うのかということだと思うので、恐らく通常は区画整理事業が終わったあとに各土地に建物ができあがっていったら、そのときに初めて具体的な設計とかが出てくるのですが、これはそれを待てないので、それを待っているわけにはいかないんで、区画整理事業の段階で景観にかかわる重要な事項に関して、より具体的な提案を行うということなのかなと思ったのですが。どこに重き、どの観点に重きを置いているのかっていったところが、恐らく単純に文章を読むと、すべての設計を行いますと見えてしまうところがあったので、それをどの観点というキーワードで、景観にかかわるとか、そういったふう限定したところつけることによって視点が明確になるのではないかということだと思いますけれども、いかがでしょう。

- 委員 どうですか。概略平面や配置計画のみならず、のあとに文章が要るということですよ。
- 委員 何の観点に。景観に。
- 委員 すみません、取り残されてしまっていて。今どういう議論状況なのでしょう。このコンセプトの丸、四つ目の点のところに加筆するということですか。何かこの、まだこの提言の1のところしかあまりちゃんと読んでいないのですが、事業者に求めることというところがこのコンセプトというところを書いていて、そこで参照すべき内容が提案というところ書かれているような感じがして、ここのコンセプトというところと提案というところの位置づけが若干、その議論をしているわけですが、何かもう少し言葉として整理をしたほうがいいと思います。要は、この提案と書いているところを遵守してもらいたい、そこが遵守してもらいたい内容で、それを遵守してもらうための手続きがそのコンセプトというところ書いてあって、結局のところ、そのコンセプトというところ書いてある手続き的なところも業者のほうに遵守してもらいたい事項ということになるので、何かそういうところが明確にわかる書き方のほうがいいと思います。コンセプトという概念的なもので、これが求められているのか、事業者にある種の義務として求めているものなのかというところが若干ふわっとしてしまっています。なので、もう端的に、例えば要望とか。提案と書いているところについては、細則とか、そういう言葉のほうは何かしっくりくるのかなと思います。すみません、今の言葉自体も。
- 委員長 私も書き始めて苦慮したのですよね。要するに、別のところでコンセプト書いたからここの書きましようって。そうではないと全体的な構成がうまくないですよということで、無理やり考えたというのが第一点ですね。実際やったことというのは、提案の中身を要約して載っている。それだけです。それぐらいしか実は、書くことがないわけです。だから、そういういろいろな論議を呼ぶのであれば、取っ払うのが一番手っ取り早いです。
- 委員 いや、すみません。全くそういう意味ではなくて、ここに書いてあること自体はすごく大事なことだと思っていて、それはそれでいいと思っています。ただ、この位置づけ方が明確でないということですよ。つまり、かねてから申し上げていますが、ここでいくら提言をしたとしても、それを守らせるための手続きが議案に上がっていませんので、そこが骨抜きになりますよという話をずっとしていましたが、そこがここのコンセプトというところに手続き的なところで現れています。だからそこは必要で、ただ、ここに置くのがいいのかどうかということですね。結局のところ、例えば高層住宅の住宅エリアについてはこういう基本原則みたいなところを守ってくださいというところが、その提案のところ書いてあります。それを守ってもらうためには、まずその業者に対して基本的原則を明示してもらって、明確な理念、原則を提示してください、シミュレーションしてください、概略平面図、計画とかいうのを具体的な詳細にわたる提案をしてくださいという手続きでもって担保しようというアイデアだと思います。それはすごくいいことだと、
- 委員長 いやいや、それは違いますよ。業者に何かしてなんてことは一言も言っていないですよ。
- 委員 それは、すみません、僕が読み違えていたかもですが。それはそれで、でも、僕はあったほうがいいと思います。では、それであれば、この提案を行うというところというのが、ここはよくわ

からなくて、その提案を行う、では、これの主語は誰なのか、相手は誰なのか。ここが明確でないで、では誰に対していつ、いつまでにとかいうところがないので、あまり何か内容がないかたちになってしまっていると思いますよね。僕はだから、むしろそこは一步踏み込んで、事業者に対してこういうものを提案してくださいよと。事業者の責務としてこれをやる、では誰にやるのか。どこかに、その三つ目の「・」に委員というのがありましたけれども、それはでは個別に何か委員会みたいなものを、第三者入れて作ってやってくださいというのでもいいかもしれませんし、そういうところまで踏み込まないと、全く遵守してもらえないのかなと思います。

委員長 その辺、状況は、どう言ったらいいのかな。要するに先ほどの組合からの私信の話から言えば、そんな生易しいこととか、どういう言い方をしたら。厳しいです。われわれの言っているようなことなど、あれなのではないですか。ああ、言っていますなおしまいでないですか。

委員 そう、そうです。だから、そうなる可能性がある。これは特にまちづくりガイドライン策定に向けた提言なので、その内容面もそうですが、手続き面についても提言があって僕はいいと思っています。その手続きに関する提言の素案として、この、このコンセプトって書いてくださっている部分というのは十分、すごく実行的、もっと工夫していけばできるものだと思いますので、いいことだと思っています。

事務局 委員長、よろしいですか。整理させていただきます。今、委員がおっしゃっていたそのコンセプトのところですが、これは委員会が、この下記の具体的な提案を行うにあたってのコンセプト。という意味かなと思っていまして、今おっしゃっている、その提案の内容を今後具体的にどう実現させていくかというのは、20 ページ以降の実現に向けてというところで行政内部はどうしていくかとか、組合のほうでどうしていただくかというところを、手法を書かせていただいているという整理をさせていただいていますが、その中身がわかりにくかったかもわかりません。

委員 すみません、それはもう完全に僕が読み違えていましたね。ようやく理解できました。

委員長 とりあえず今のところはどうしますか。

委員 委員長、すみません、このコンセプトのところは、提案の、要は要約みたいなものを頭出ししているという理解でよろしいでしょうか。

委員長 結局そうです。

委員 はい。いや、それだと、多分先ほど委員からも、先生からもご意見あったのですが、多分、提案を行うとかという何か具体的なアクションが書いてあると、何となくそれが、誰が誰に対して提案を行うのかとか、設計の提案を行うのかみたいなことになって、はてなが出てきてしまうので、単純に基本的原則を明示するとか、何かその程度でとどめとくほうがわかりやすいかなと思ったのですが、いかがでしょう。

委員長 それはわかりました。

委員 提案を行うとなると、誰が誰に対してというので、先ほどあった、例えば事業者に対する提案なのかということも出てきてしまいますし、いや、そこまではここで示す必要はなくて、むしろ後ろの提案に書かれていることの要約、重要な部分を書いているという意味であれば、もうその内容を端的に示すということにとどめといたほうがいいような気がします。以上です。

委員長 わかりました。わかりましたが、その提案を行うという提案というのは、その次の括弧書きの提案のことですから。そう書けるところはそうします。

委員 それであれば、多分コンセプトというよりは概要とかのほうが、提言の概要なのかなという感じはします。

委員長 それは確かにそうです。そうしましたら、それも含めて考えてみます。

委員 もう一つ、ご提案ですが、6ページ、7ページにわたっているこの方針のところですが、4ページでまちづくりの基本方針のときに、マル「1」からマル「6」までつけられていますよね。これも、この個別の方針についてもマル「1」、括弧、景観、括弧要らないかもしれないですが、ということで、1から6に丸をつけていかれたほうが、この、より基本方針、4ページの基本方針の、これを受けてここでは、このIIの対象施設別の提言の中の民間建築物ではマル「1」はこれ、と連携していくと思うので、つけていただいたほうがいいかと思いました。

委員長 はい、わかりました。ほかにいかがですか。8ページ、9ページあたりは、もちろん7ページも含んでですが。

委員 よろしいですか。内容についてではなくて、見出しのつけ方で個人的に非常に気になっていますが、A、B、Cとか、1、2、3とか、4だったらAが、まちづくり対象施設の区分だったらAが民間建築物、Bがオープンスペースとかですが、何か同じ記号、提言のところでも使っていますし、何かそういうものが個人的に気持ち悪いので、何か見出しのレベルによって変えていただけないかなというのがあります。それからマル「1」、マル「2」とあるのですが、印刷してあるからあまり関係ないかもしれないのですが、一応、機種依存とか、PCの機種依存とかというのがあるので、あまり機種依存文字使ってほしくないなというのがあります。あと言葉同士を、今、コンセプトにするかどうかっていったコンセプトの「・」、「・」は、多分下の提案のA、B、Cにリンクしてくる項目だと思うので、そこのリンクというか、つながるようにしていただけたらなという記載の話です。

委員長 今のA、B、Cの話ですが、A、B、Cと書いてあるのはここだけですよね。

委員 いや、5ページの。4、まちづくり対象施設の区分とありますよね。ここにもA、B、Cと。

委員長 そういう意味ね。

委員 Aが民間建築物、Bがオープンスペース。

委員 ここも連携していないですよ。だから多分、四角囲いの1とかで民間建築物。そして、私もそう思ったのですが、1のところに1になっているので。

委員 はい。記載の仕方、細かいのですが。

委員長 私がむしろこちら側に無理やり変えてもらったのです。要するに、以前のバージョンで目次としてラージIとあって、その下の候が1、2、3、4とあった。ところが、ラージIIの下はA、B、Cとなっていた。ラージIの4の記述に呼応してそうになっていた。気持ちは分からないこともないが、目次としてはおかしい。それは変だろうと、いくら何でも。ということでむしろ直してもらって、そちらのところまではあまり気がつかなかったということですかね。私の言った意味はおわかりですね。

委員 わかりますけれども、だったら1の1、1の2とか、1の1の1とか、2の1の1の1とか、そうしたほうが。すごく今、極端に言いましたけれども、わかりやすいのではないかなと。

委員長 少なくとも、こちらのA、B、Cはやめておきますか、それこそ。1の1ぐらいにしておきますか。

委員 かぶらないでというのですか。ほかの。

委員長 そういう意味ですね。

委員 かぶらないでくださいよという意味です。

委員長 だから、1の1とか1の2とかにここはしておきましょう。

委員 すみません。個別の提言のところですが、農住エリアですが、例の現地見に行ったヒメボタルとか。洲浜ですか。あの辺が関係するエリアだと思いますが、そこに関する具体的提言がないので、そこは記載したほうがいいのかと思います。

委員長 いや、これは住宅、プライベートスペースに関する提案ですか。おっしゃったことはオープンスペースの提案でたりている。

委員 すみません、仮にですが、どう区画整理されるかわかんないのですが、例えば、仮にこの州浜の上に家が建つとなると、それはそれで何か。

委員長 建つことになるのかどうかは、あれですが。

委員 換地がどうなるのかわかんないので、わかりませんが、そこは広めに網かけをしておいていいのではないかなと思いますけどね。

委員長 どういうことですか、広めに網かけというと。

委員 だから、仮にプライベートスペース、例えば、州浜の上を換地指定された人が、では、私のところ、プライベートスペースなので、もうこの敷地、全部宅造で壊しますというのができかねない。

委員長 できかねないですね、今の状態では。

委員 はい。だから、あそこがプライベートスペースになるかもしれないので。そういう換地指定自体どうかと思いますけれども、そういう可能性も含めて広めに網をかけておくということを申し上げました。

委員長 書くとしたら、どう書けますかね。

委員 もう何かオープンスペースのところに書いてあるもの、そのままコピーアンドペーストでいいのではないのでしょうか。

委員長 いや、それはやめたい。なるべく重複したことは書かないというのが一つの方針です。

委員 いや、それは、同じ要素が求められることは当然あってしかるべきかと思いますが、それこそ、例えば、15ページ、農住エリアの提案の緑がかかっていない部分みたいなことをそのままにしてもいいのかなと思います。ヒメボタルに関しては、どうもここは緑地になりそうな感じがしているので、オープンスペースの記載のみで足りるかもしれませんが、州浜に関しては、これはそういう指定がされていないので、場合によっては住宅スペースになる可能性がありますから、ほかのところにも書いとくべきかと思います。

委員長 いや、おっしゃるように、書こうと思ったらどう書くのですか。

委員 いや、だから、今申し上げたように、15ページの農住エリアの提案の、1、2、3、四つ目の点、

「州浜」は」というところですね。ここの15ページの提案の二つ目のところに、州浜はオープンスペースとするということ書いてあるので、これに従った換地指定がされたら別にそれで問題はないのかもしれませんが、今、そこまで制限することは多分できないはずなので、理論上あり得る以上は書いておくべきなのかなと思います。

委員長 いや、どう書いていいか、私には検討がつかないです。提案してください。こうやって書いたらいいと。

委員 だから、すみません、15ページの、この。

委員長 いや、だから、15ページと同じことは書かないというのが原則だとお願いします。

委員 それはどういう。

委員長 同じことは二つも三つも書かない。

委員 よろしいですか。言ったらまずいかなと思ったので、この意見出すときも言わなかったのですが、切り口がオープンスペース、プライベートスペースとなっていると書きにくいところもあるので、何かエリアごとにならないかなとか、そう私は思ったのですが、それを言ったらそもそも構成がやり直しになるなと思ったので押し黙っていたのですが、今みたいな話になるのですよね、どうしても。だから、だったらもうエリアごとにしてしまえばいいのではと、個人的には思います。切り口を変えるとすると、もう少し、多分、ボリュームも減るのかなと思いますし。一つの案として発言しておきます。

委員 すみません、先ほどの農住エリアのところ州浜書くとしたら、州浜が含まれている場合はこれを破壊することを、土盛りというのですか、盛り土によって隠れた存在とすることなどは避けるべきであるということにしておいてください。

委員 平たく言えば、先ほどから繰り返になっていますけれども、農住エリアには、まさに歴史文化の文化財等が含まれる可能性があるんで、そういったことに配慮した建築物をとということだと、そのことだけを一文、基本コンセプトのところなのかもしれませんが、書いておいてということではないでしょうか。それか、もうこういうとても大切な文化財等の話については特出して、別途、何かその周辺はこういうことをそれぞれが配慮すべきという書き方を、この章の構成のどこか違うところに特別配慮すべきということを書くのも一つの方法かと。どうしても重複は出てしまうところはあると思いますが、何せたとえ民間建築物の中であっても文化財には配慮してほしいということを書きたいということなのではないかと思います。

委員 そうですね。何かせつかくというか、このエリアで特に重視すべきところなので、そこは別項目で挙げてもいいように僕も思います。それこそ、今、先ほど委員がおっしゃったようなところ、エリア分けというの、今からは多分難しいと思いますが、そこを一部取り入れたかたちで、特にその農住エリアに関してはこの2点、重要なことがあるので、ここに配慮したという項目があってもいいように思います。

委員長 方針のところではいけないですか。方針の歴史・文化のところ、民間建築物の歴史文化が。

委員 というか、もし書くとしたら基本方針とか、4ページ3番の基本方針の中に特出して書くかなという感じがしますけど。

- 委員長 ただ、基本方針はもうこの程度に留めといたほうがいいと思います。非常に短い文で限られた項目にしていますからね。だから、書くとしたら6ページぐらいしかないな。
- 委員 すみません、多分、恐らく6ページにしてしまうと、プライベートスペースのみの方針ということになってくると思いますが、委員のおっしゃっているところもそうですが、すべての対象施設にまたがった方針なわけなので、書くとしたら基本方針のところに、例えば、このマル「1」からマル「6」とはまた別のかたちで、今あるものを(1)くらいにしておいて、では、(2)ということで、特に考慮すべき事項みたいな感じで書くとか、そういうものは一つ、ありなのかなと思いますけど。
- 委員 私もそれがいいと思います。何か特記事項みたいな、重複しないようにまたがって書けるようなものがあつたらいいなと思いました。
- 委員長 そうでしたら、それに関しては考えさせてもらいます。ほかによろしいですか。
- 委員 はい。すみません、8ページ目のCの「・」の中で、四つ目ですかね、ここは「行政は」という主語が入るのですが、先ほどの全体の構成からすると、多分、「実現に向けて」といわれている20ページのほうに移動したほうがいいのではないかなと思いますが。何か20ページのほうは、そこまで逆に細かく書いていないので、こちらのほうが適切と判断されて8ページのほうに書かれているのかなと思ったので、私の勘違いというか、これはどちらのほうに書くべきか、ということと言うと、ここでは、8ページとかではどちらかということ、その委員会がすべきことを書いて、その「実現に向けて」は誰が何をすべきかっていったことは実現のほうに書いたほうがいいのかと思ったのですが、このあたりは意図というか、考え方があってこういう書き方にされているのでしょうか。
- 委員長 申し上げます、私宛に来た組合からの私信を読んで、その結果、わざわざこの項目をつけ加えたというのが、「行政は」の部分ですね。それから、その上のところの説明、「根拠を明確に説明しなければならない。」となっていますが、これもこんな強い言い方はしていませんでした。だから、わざわざ変えた。
- 委員 おっしゃるとおり、ここだけ解像度がすごく具体的に提案とか言っていますが、違う口調というか、論調になっているので、どうしても気になって。提言として分けるべきところと、こうすべきところを、個人的にはせつかくセクションが分かれているのでは分けたほうがいいのかではと思ったのです。
- 委員長 そう気がついていただけたら私はありがたいですが。
- 委員 私もここはすごく違和感を感じたのです。私も後ろのほうに違う言い方で入れたほうがいいのかと思います。強い異論があるとか、努力をされたいという、こういう言い方に対して、この同じ文章でこうすること、一つすごく違和感を感じました。それから、もう一点、私が書き加えたところで、8ページの色彩のところですが、ほかの文章を見ていると、項目、「・」があつて、何かバーがあつて、その内容が書かれているので、「色彩は」という、緑の一番上の文章が「・」で残って、その以下の配慮が考えられるというところは、もうみんな、バーで書いていただければいいかなと思いました。以上です。

委員長 その違和感があるという、この表現はやめたほうが良いとおっしゃいますか。理由は何ですか。

委員 提言というレベルの違いを感じるというところですね。

委員長 だから、特に行政に対して提言をしたいということですが。私は、その程度の提言は最低限せんといかんと思ったということです、行政も頑張ってくださいよと。皆さん、やめとけとおっしゃったら、それはそれでやめたらいいのですが、ただ、反対に言えば、そういうことを、3のところではむしろ書けないのでないか、書くのかな。マル「1」の1番目、2番目ぐらいかな。強い異論があれば削りますが、私としてはぜひここに入れたいと。だから、やめたほうが良いとおっしゃる方が挙手願えますか。

委員 すいません、何を今決めようとしていますか。

委員長 いや、「行政は」の。文章、わかりますね。これを削除するかしらないか。

委員 削除するというか、ほかのページに持っていったらという話ではなくて。

委員長 いや、持っていけるのかな。つまり、ここまで書かないのでないのですか。

委員 手続きの話だからということですよ。

委員長 うん。ただ、ここまでのところを多分、書くところにまで至らないのでないかなと僕は思いますが、その3のところですね。3のところ、20ページ以降で、これ以上お書きになるつもりはあるのですか。これなんかあれですが、例えば、行政内部で事務手続の検討みたいところで、ここをより詳しくお書きになるのですか。いや、どうも町のほうであまりこれ以上のことをお書きになるような感じがなかったので、そもそも無理やり私が考えて、「○」のものを3種類考えてご提案はしたのですが、恐らくこの程度のことで終わってしまうのではないかと思います。もう少しはもちろん考えますし、考えてはもらいますけどね。

事務局 すみません、議長、ちょうど45分たちましたので、少しご休憩のほうをよろしくお願ひしたいのですが。

委員長 もう一度休憩をしたいと思います。よろしくお願ひします。

(5分間の休憩)

事務局 それでは、5分経過しておりますので、会議の再開のほうをよろしくお願ひします。

委員長 はい。それでは、続けさせていただきます。

委員 すみません、先ほどの休憩、前に何か話のあったCの、2、4、四つ目とかのあたりの話ですが、五つ目の「また」で始まるものですが、これはここまで全部書ききってしまうと、もう委員会としてまとまっていない意見だということで、業者さんがこれから自主的にすら、これをやろうとすら、動きがなくなってしまいそうな気がするので、全部削除のほうが良いのではないかなと個人的には思います。

委員長 5番目ですか。

委員 「また、大阪府」、そうですね。

委員長 出た意見は出た意見ですし、より厳しい意見なほうですから、書いといたらいいだろうという。

委員 このただし書きをつけるのであれば、ただし書きがないのなら残していいと思います。ただし書きをつけないと、載せないというのであれば、全面削除のほうが良いと思います。

- 委員長 　ただし書きというのは何でしたかね。
- 委員 　「また」のところのただし書きで、「この意見には、強い異論があった。」というのが付記されていると思いますが、これがないのであれば残したらいいと思いますし、いや、これをつけないと、この意見、全体載せられないということであれば、全体削除のほうがいいと思います。
- 委員長 　強い意見を言っているのは、結局、私ですが。ただ、私としては、これは載せないとまずいと私は思います。だからということですね。
- 委員 　そうです。だから、より厳しい提案をする意見があったということまでであれば、自助努力によって、これからそういうことをしようという業者が出てくるかもしれないということが期待されるので、載せる意味があると思います。ただ、これをこの意見の中で既に相殺するようなかたちで載せてしまうと、それすら出てこない感じがするので、もうそれであれば全面削除のほうがいいだろうと。そういう意見です。
- 委員 　ありがとうございます。これは私の意見ですが、まずご提案したいのは、言い方を変えますと。制限という文言を使っていますので、私は、1行目はそのままいいとして、20メートル以下にすることが妥当であるという意見があったという言い方にさせていただいて結構なので。私も、この、「ただし、この意見には」というのは、ぜひ削除していただきたいというのは、意見の段階から申し上げていまして、今の委員のご意見、賛成というか、ただしを抜いて残していただけたらなと要望します。
- 委員長 　異論にはいろいろな、しゃれで言ったわけではないけれども、いくつかの点から異論があるわけですね。いずれにせよ、私はこの意見自体がそもそもはまずいというのがありました。というのは、原案のあれを見せていただくと、ご意見を見せていただいた段階では、20メートルというのが、先ほど申し上げた制限事項、良好な景観に関する制限事項の中に20メートル以上が届出事項になっているということでお書きになっていたのも、それは誤った認識であるので、誤った認識に基づく意見に対して、それを素直に載せるということは、私はしたくないというのが一つ、非常に大きな理由です。だから、あくまでもこれを載せろというのであれば、強い意見が、異論があったというのも私は載せたい。これも一意見として載せていただいてもいいはずですよ。ということですね。この意見を載せるのであればです。
- 委員 　その誤ったと言われているのは、この大阪府景観計画における届出対象の、ここの部分ですか。これが誤っているということですか、その認識が。
- 委員長 　届出対象のところ制限事項うんぬんというのがあったでしょう。だから、それは制限事項ではないですよということですよ。20メートルで届け出をするとかどうのこうのと、制限事項でも何でもないという、条例の施行規則か何かで届け出はこうする、こうしないということを決めているだけであって、景観計画とは基本的には何ら関係ない。
- 委員 　いいですか。間違った内容だったかもしれないけれども、そういうご意見をお持ちだったということには間違いはないと思います。ここのCはすごく私的には違和感があるので、ご提案したいのですが、ここの大題目が提案ですよ。提案の中のCです。そのCのタイトルが建築物計画への提言になっています。提案の中の提言という言い方もおかしいのではないかと思うので、計画の

進め方という言い方をして、そして、進め方の中で、先ほどの「行政は」という、進め方であれば行政はこう努力されたい、事業者についてはこうしてほしいという話を書けるのではないかなと思いました。先ほどの20メートルの件につきましても、一番頭に高さ45メートルと36メートルの、こう話をしているわけですね。ここは提案のところですので、私たちがその過程でどういうディスカッションをしたかとかは、議事録に残るのは問題ないかと思いますが、この提案の中により具体的なものを入れる必要はないのではないかと私は考えます。それを受けてすると、委員会の中で、それ以下、20メートル以下にするなどの意見はあったが、事業者に対してはこれを提案するというのではないかと思います。高さ45メートル、36メートルの話を、それを入れながらうまくまとめていかれたらいいのかなと思いました。以上です。

委員長 まず提言という言葉ですが、これはやはり進め方ではなくて提言ですね。だから、提案、このあれのとおり、提案としたらまずいですか。進め方というのは、何かおかしい感じが。

委員 では、分けたらいいかと思います。計画についてだと思えます。建築物計画についてだと思えます。それで、そのことを書かれて、さらに今後の進め方について行政はとかいう話を入れたほうがいいのかと思います。

委員長 今の「行政は」ということについては、異論が多ければ取り止めにして別に構わないと思えますけどね。後ろのほうで、36メートルうんぬんということは恐らく書けないですが、こういう行政手続があるからどうのこうのということは後ろのほうで書こうと思えば書けますので、だから、これは別にやめてもよい。特に、ここでこれだけ議論したから、行政の方はもう十二分に既におわかりだと思うので、わざわざ書く必要はないと。ここで議論した結果、書く必要はないと私は認識したということで、これはもう取り止めにしてもらって結構です。

委員 ついていられない。ごめんなさい、Cが丸々要らないということですか。数字的な明記がなくなるということ言われていますか。

委員 Cの下二つの「・」だと思います。「行政は」の文章。

委員 今、緑のあたり、その行ごと緑になっているあたりが、もう丸々削れるということですか。そういうことですか。

委員長 いや、まず、とにかく二つありますね、「行政は」と書いてあるのと、「また」とあるのと。その「行政は」というのは、もう十分行政はおわかりでしょうからやめましょうということですよ。その次は、まだそこまでの議論にはいっていません。ご意見は今いただきましたが。

委員 すみません、その行政の始まる文章を20ページのところに移すというのはもうなくなったのですか。20ページのところに移すという案はなくなったのですか。

委員長 いや、書くか書かないかはお任せいただきたいなと思います。というのは、行政手続をきっちりやるというのは、むしろ当たり前ですね。

委員 いや、当たり前ではあるのですが、行政の方というのは基本的にこういうところに明文があるかどうかというのはすごく大事で、あったらそれが一つの後ろ盾になるのですよ。だから、ここについては、この20ページにでも移せるのであれば、削らずに残したほうがいいのかと思います。

委員長 20ページにとにかくいくとしたら、今の36メートルという具体的な数値はとにかくないだろう

と。ただ、事前協議なり、何なりきっちりやってください、やりますよということぐらいしか書けないでしょう。私はどちらでもいいですが、だから、行政に対するお願いというか、縛りになるというのは確かに書いておいたほうが、それはそうなると思いますので、違和感があるかなんかかろうが。

委員 だから、多分、位置の問題だと思うので、Cのところを書くのではなくて20ページのところで移すというかたちを検討していただけたらと思います。

委員長 このままですか。

委員 文言は修正すべき点があれば、それは適宜やっていただいてもいいかと思います。

委員長 なら、どうしますかね。どちらでもよろしいということにはなりませんか。移せるものだったら移しますし、移せない、むしろこちらのほうが適当だという判断ならば、こちらに残しておくということでもよろしいですか。

委員 それで結構です。

委員長 「また」のところは、まだ議論は残っています。どうしますか。委員、私の申し上げたことは、まず一つは理解いただけましたか。

委員 はい。え。今、何の話ですか。

委員長 「また」以下の話のところ、20メートル以下にすべきであるという、その根拠がおかしいと私は申し上げましたね。建築物の制限に係る事項で、20メートルなんてことは出ていないと。それはおわかりですね。

委員 いや、何でおかしい。何でおかしいのですか。だって、条例で決まっている。

委員長 いや、わざわざ抜いたのですが、もともとお書きだったのは、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に入っているからというようなことをお書きだったでしょ。

委員 だから、この書き方でいいですよ。この書き方ではだめだと言っていますか。今、この緑の。

委員長 だから、おかしくないように。

委員 あ、書き換えてくれたのですね。

委員長 書き換えました。

委員 はい。いいですよ。「ただし、この意見には、強い異論があった。」は取ってほしいですが。

委員長 いや、それは取らないです。委員の意見も取り上げたのだから、私の意見も、そういう意見もあったということで載せさせていただきます。

委員 すみません、先ほどご提案したのですが、いかがでしょうか。

委員長 どういうあれで。

委員 ですから、議論の途中を語る場ではないと思います。ここは、書き込む、こういう言い方で、ですから、実際に私たちが相手に伝えたいことをきちっと伝えるという意味でも、この上の2行があります。高さなんか、許容できない、そして、許容し得る、その途中でこういう意見も出たがこういう提案になったという話かと思います。ですから、その程度のふれ方でいいのではないかなんかということをおもいました。20メートル以下にするという意見もあったがぐらいの入れ方でいいのではないかと思います、たくさん書くことによって余計伝えたいことが明確になりにくいかと

思うので。以上です。

委員 当初は、その山並みの景観、つまり、だから、山並みにかからない、そういう定性的な話があったと思います。ただ、あるときから、明確な数字が出てきました。では、数字を提案してよろしいのであれば、私は一番、より低い数字を探して、それがこの大阪府の景観計画の話だったわけです。20メートルというと、多分、線路沿いの線路向かいの青葉ハイツぐらいの高さになるのかなと思っていたのですね。多分、町並みとしてもそれがきれい。さらに私は、ほかの委員の方が言われているように、これがこの西地区だけの話ではなくて、壮大に言うと、今後の島本町の開発のランドデザインになったらいいくらいに実は思っています。なので、こういう一定の意見が出たというのは、私はぜひ残していただきたいのですね、私の思いとしては。さらに言うならば、高さ36メートルは緩和措置つきであれば許容し得るというのは、多分、多数決の意見で、委員長は何回かで多数決を取って合意したような結論を出すようなやり方はしないっておっしゃったので、では、私の。

委員長 いや、そんなことはないです。

委員 え、言っていない。

委員長 全体的意見としてはそれにしますと。これが委員会の意見ですという言い方をしますと。ただ、異論があれば、それについてはコメントをすることはやぶさかではないと。そういうことを言ったと。

委員 そうですよ。では、残しておいてもらっても問題ないのではないですかね。

委員長 では、私の意見も残しておいて問題ないですね。

委員 いや、ですからこれは委員長が言ったのでしょう。強い異論を言ったのは委員長でしょう。

委員長 委員長ですよ。

委員 議論がかみ合っていないので、今、委員長がおっしゃっているのは、その20メートルという数字は、単純にこれを越えたら事業者が絶対に行政に手続きとして届け出ないといけないと言っているための根拠であって、それは20メートル以下にしないといけないという根拠ではないのですよということを書いていて、委員は、その数字を、今ホームページを見ましたけれども、景観計画の中には、20メートルを超えるものについては、行政上、審査とかいろいろなものがあるので、ちゃんと届け出てくださいねという、その根拠として20メートルというのが一定切られているという話ですよ。だけれども、それをもって20メートル以下にしないといけないというのは違いますよねというのは委員長がおっしゃっているところで、なので、この20メートルというのは、高さを規制するための根拠には、今の景観計画の文書とか条例の中で言うと、別に手続きをしないようにしないといけないから20メートルにしないといけないことは言っていないので、誤解を、委員に、法律的なことでもあるので、補足していただけたらとは思いますが、なので、それは根拠になり得ないから、委員長は、それがおかしいから強い異論として、それはおかしいと残しておいてほしいとおっしゃっています。

委員長 いや、ほかにも理由はありますよ。

委員 いや、先ほどの。

- 委員長 別に今おっしゃったようなことだけではないわけです。要は、20 メーターなんていって認められるわけがないのですよ。何を言っているのだ、こいつら、ぐらいにしか彼らは思わないですよ。そういう意見は載せたくない。36 メーターぐらいでやっと聞いてくれるかもしれない。しかし例の私信の感触では、それさえもしんどい。
- 委員 すみません。これは結局だから、委員会としての意見はそれではない。20 メートルという意見ではないので。それはそれで一定結論出ていると思います。あとは、だから少数意見である 20 メートルというのを載せるか載せないかというだけのことだと思いますよ。20 メートルというのは少数意見であることは、これはもうこの中で明らかなので、その少数意見にさらに、だから、少数意見であるがゆえに異論があるのも、それはもう自明のことだと思います。だから、そこに強い異論があるというのは、あえて書くまでもなくて、こういう意見はあったけれども、委員会としては、こういう結論に至りましたということが書いてあれば、それでいいのかなと思います。だから、その根拠がどうということも、多分委員の表現の仕方が足りていなかったというところであれなのでしょうけれども、要は委員も、別にそれが根拠だとおっしゃっているのではなくて、参照して、まあ 20 メートルぐらいがいいかなとおっしゃっているだけなので、参照したことについて、誤りも正しいも、むしろないわけで、だから、そこをほじくり返しても、あまり意味がないことだと思いますね、議論として。委員が、単に 20 メートル以下にしてほしいという意見を持っておられると。それを少数意見として載せるかどうかということなので、それについて正しい正しくないというのは、もう議論する意味がない。この議論にここまでの時間を費やすことに、僕はどうかと思っているぐらいなので。
- 委員 ありがとうございます。結構ですが、私はこの書き方、またついでに載せてやってみたいな書き方をされているので、これで十分、私的にはおまけで載せてもらったぐらいのニュアンスに取れるのです、最後ですし。
- 委員 すいません、もう長くなっているので一つ提案ですが、例えば、この三つ目の「・」ぐらいのところに、なお、この上記 2 案に対しては、建築物の高さを 20 メートル以下にすべきであるという意見もあった。これを載せることにして、それでもう終わりにしませんか。
- 委員 賛成。
- 委員長 はい。そうしましょう。なお、なおが二つあるけれども、それは、その辺は考えることにして、事務局、今のご意見は、メモを。
- 事務局 はい。
- 委員長 それでは次、お願いできますか。よろしければ、オープンスペース、11 ページ以降にいきたいと思いますが。
- 委員 すみません。委員が言われたかどうかわからないのですが、色の話をされているので、カラーのサンプルみたいなものを載けたらいいのかなと思いました。8 ページのところですね。D のところですが。これ文字だけだと、すみません、ぴんときませんので、具体的にどんな色ですかというのを、サンプルがあつたらいいかなと思います。
- 委員 もしよかったら、大阪府の資料をつけられたらいかがでしょうか。45 ページのこの数字だけでは

なくて、多分色表が府のどこかに確かありますよね。

委員 カラー印刷でちゃんと出るかどうか。

委員 そうですね。だから、大阪府が参考になると思います。色は新たに作るとすごく難しいのです。きれいに出不いかもしれない。

委員長 何か色彩の範囲の図がありましたかね。それより小さくなるわけですね。委員のご提案は。そうでもないのですか。

委員 そうですね。というか、そこまで数字を挙げていません。ここに挙げているのは彩度の話だけです。数字で入れているのは、ですね。この彩度は、多分大阪府が出しておられる表で確認できると思いますので、多分皆さんわかりにくいのは、この Y とか数字の話だと思うので、それを。新たに作るとなったら、ものすごく大変なことになるので、大阪府の表を引用されたらいいかと思いました。あとは、それでわからなかったら言ってください。

事務局 委員長、すみません。今のご意見の件ですが、多分 1 回目の会議が当初の会議のとき、八尾市の曙川地区のまち育ちのトリセツという資料を渡させてもらったのですが、今日お持ちかどうかはわからないのですが、その 16 ページに色彩についてという表、こういう表がありますので、これまたご参照いただければと思います。ここにつきましては、この提言の中に入れさせていただくかどうかは、また調整させていただきたいと思います。以上です。

委員長 そしたら何らかのかたちで、より具体的にわかるような資料をつけるということで、11 ページ以降はいかがでしょうか。

委員 では、すみません。12 ページの駅前エリアということで、コンセプトとして出ていますが、今日、別添で出していただいたエリアマネジメントというのは、恐らくこういう駅前広場とかで活用するイメージなのかなとも思ったのですが、エリアマネジメントと、どこで使われようとしているのかっていったところがわからなかったもので、私は、こういう駅前エリアのあたりを、こういうマネジメント導入するべき場所なのかなとも思ったので、ここに記載がなかったのも、もしも違うところであれば、事務局かわかりませんが、どこかにこのエリアマネジメントというキーワードが、この中で使えているのかどうか、少し教えていただけないでしょうか。

委員長 エリアマネジメントの対象になるような場所を、より限定したほうがよいということですか。

委員 そのほうが、どうにもできるわけではないので。入るとしたら、この駅前とかオープンスペースにかかわるところでの活用の仕方というのを、地域の方々が入ってルールを決めてという話だと思うので、どこかにこのキーワードが、もし、実施してほしいって、私は個人的には、こういったところで活用してほしいなどは思っていますが、その場所として駅前エリアが一番適切ではないかなと思ったので、申し上げました。以上です。

委員長 場所としては、今の、やはり 1 号公園ですね。1 号公園と、15 ページに、3 号緑地と州浜は一体的に捉えと書いてあるにはあるのですが、そこも対象になるといえばなると思いますが。緑地公園という提案もあったのですが、ただ、人が立ち入ることには問題があるので、どうなるかというのがあれですが、その 3 カ所ぐらいかなと、今のご意見から言えば。

委員 そうすると、もう 12 ページ目の方針の中の協働、エリアマネジメントというところにキーワード

が入っているので、必ずしもどこに具体的にとはまだ書かれていませんが、すべてにかかると読めるということで理解しました。ありがとうございました。

委員長 あれでしたら、またあとでもいいのですが、都市基盤施設のほうにも進んでいただきたいと思います。

委員 すみません。質問ですが、14 ページ、4 の緑地というのは、具体的には 35 ページの敷地で言う 1 号、2 号、3 号の、から 5 号ですか。

委員長 そうですね。

委員 全ての緑地という捉え方になるのでしょうか。

委員長 全部まとめて言ったのでしょうか。

委員 それとも、もっとすべての緑地を含むという概念ですか。

委員長 いえ、計画における 1 号から、これはいくつだ。そこまでの緑地を指しています。

委員 それであれば、地図と一緒に出すのであれば、数字も 1 から 7 というのを入れたほうがいいのかと思いましたが。緑道も入るのですか。緑道は別。

委員長 緑道は別ですね。今の緑地で、括弧して 1 から 7 号ぐらいの書き方でいいのですかね。

委員 すみません。一つお願いします。都市基盤のところでも、先ほどご意見があった、つなぐというキーワードを、何か具体的な方針の中に入れられないかなと思ってまして、例えば緑をつなぐということであれば、山の稜線と、例えば、それが駅前広場までつながるとかということ、例えば植栽をすることかということかなと思いますし、それから水の、単にそういうつなぐではないかもしれませんが、緑と水と人というのを、ある特定の駅前広場とか、そういったところにつなぐという意味があるのであれば、それぞれがこういうところに、少なくとも緑と人はここでつながるとかということ、基本方針のところを書いて、あとの具体的なところは、もうそれでそのとおりなのかなと思うので、何とかつなぐというキーワードを、どういったところに具体的に考えられているのかっていったところがわかるようにしたほうがいいのではないかなというのが提案です。具体的にどこにというのが、今、全部読み切れていないので整理できていないのですが、思っているところです。

委員長 わかりました。

委員 よろしいですか。16 ページの都市基盤施設のところですが、景観の中で、夜間景観のことが今、書かれていないので。

委員長 ないですね。

委員 これをほっておくと、多分真っ白の感じの、がんと明るい感じの街になりかねないと思います。やはり自然と調和していくというと、少し色温度の低いような住宅地にふさわしい夜間景観が望まれるので、そのあたりの表現も入れていただけたらと思います。

委員長 もう一遍、どこでしたかね。

委員 16 ページの景観の中かと思いますが。方針、都市基盤施設ですね。すべてのところに入れたほうがいいのかと思いますが、オープンスペースも含めて。

委員長 ほかにありませんでしょうか。

事務局 議長。ちょうど 40 分過ぎるぐらいにきていますが、一旦ご休憩のほうはどうでしょうか。
委員長 だいぶ、かなり時間過ぎてしまっていますよね。もう一回だけ休憩を取って、次はもう終わってしまうということにします。

(5 分間の休憩)

事務局 それでは議長、5 分経過しましたので、会議の再開をお願いします。

委員長 それでは時間がきたようですので、再開させていただきます。ご意見等はございますでしょうか。なければ、実現に向けてのところも含めてお願いします。

委員 すみません。これは一応確認ですが、方針というところに書いてあるけれども、提言のところに書いていないことがかなりあるかなと思ってまして、例えば、提言のほうには安全安心、レジリエンスとか、まあ協働、エリアマネジメントはあるのかな。生活環境とかのことは、あまりふれられていないと思います。それはもう方針のところを書いてあるから、それはもう個別、具体的に述べるまでもなく適用されるという理解があるのであればいいと思いますが、方針に掲げられているものの扱いが全然ないというのが、すごく気になっていて、そこはいかがですか。

委員長 おっしゃられたように、基本的方針のところは、もうすべて全般にとおることなので、改めて書くことがない限りは書かないというスタンスですね。

委員 すみません、よろしいですか。16 ページ目の下に、植栽原則はオープンスペースの場合と同様とするって、これ重複的書き方かなと思ったので、これが先ほどの文化財のところでも、同じような書き方がされたらいいのかなと思ったのですが、原則載せないということをおっしゃっていたと思いますが、こういう書き方だった OK ですかね。

委員長 それはもう。どちらかという、植栽原則そのものをたくさん書いていたわけです。同じ言葉、4カ所も 5カ所も、それはやめてという。

委員 よろしいですか。20 ページの実現に向けてのところですが、もう少し 2 のところを書き込んだほうがいいのかと思います。どう書き込むかという話ですが、マル「1」のところ、行政内部の体制の検討というのがありますけれども、具体的には、まちづくりするときの縦割りをうまくつなぐという話だと思いますし、計画時だけではなく継続的に、横を作ったから終わりではなく、今度ガイドライン作ったから終わりではなく、それをまさに下のように育てていくような仕組み作り、見直していく仕組み作りみたいなところが多分一番重要な時代になってきていると思います。今後もコロナだけではなくて、いろいろなことが起こるかもしれないので、そういうことをうまく文章化していただくと、ここにふさわしいかなと思います。

委員 すみません。ここ多岐にわたるので、もしかしたらどこかに書いていたら、すみません。例えば電柱を地下に、ありましたね。電線の地下配線ってありましたね。それは、例えば道路とか、その個別のところにも書いていいのかなと思いました。稜線の話をしているので、空間をできるだけ遮らないというのが大事なのかなと思いました。あと、実現へのプロセスと手続きというところですが、これはすごく一番重要なところなのかなと実は思ってまして、このガイドラインというソフトローでいくのか、それとも、条例というハードローでいくのか、これも含めて検討しないといけない話なのかなと。特に高さ制限というのは、言ってみれば、もうハードローでい

かなければ実効性を担保するということが確実にできない話なので、そこについての議論を、まずすべきなのかなと思っています。そういう制限を設けるということは、街にとってすごく大きな話で、そういうことをするというのは、町民の財産権を制限する話になりますから、当然のことながら地価にも影響しますし、企業の活動にも影響します。それとの引き換えで、この環境なり歴史的景観というのを維持するののかという。まさに、何か犠牲なくこの環境が守られるわけではないということだと思います。それを、もしかしたら町民の方というのは、そういうリスクがあるということを認識されずに希望だけを述べているパターンというのも当然あって、いや、そうではなくて、そういう制限を課すということは、ある意味、例えば入ってくる企業がなくなったりだとか、それによって町の財源が失われる可能性があります。そうなると、まさに生活に直結する話です。そのリスクを引き換えに、この景観を守るのかどうかということですから、条例にするのかどうかということも含めた議論をちゃんとしていくべき話だと思います。ここまで議論の俎上に載せるのであればということですが。だから、その点も含めた記載があったほうがいいのではないかなと思います。

委員長 今の、高さに関してはあれでしたね。条例化を要請する声があったのですよね。違いましたかね。あの辺のいきさつを言っていただけませんか。要するに、町内一律に高さ制限をするような条例化は難しいという話でしたね。あの辺のところをお話ししといたほうがいいかな。

事務局 今のお話ですが、1年半か2年近く前に、住民の方から議会の直接請求というかたちで、町内の建築物の高さ制限を一律20メートル以下にするという条例の策定に関する直接請求がありまして、これに関して議会のほうでは、町のご意見ですね、20メートルを一律制限するということに関しては、先ほどおっしゃっていただいたような財産権の侵害とか、いろいろそういった課題がありますということで、意見を記載していただいたうえで、議会のほうでご審議いただいて、それに関しては否決という結果になりましたという流れです。今後いただいたご意見も踏まえまして、例えば高度地区の検討ですとか、景観面の検討ですとか、そういったことに関して、また今後、検討していきますということに関しても、その際、お話しさせていただいたものです。以上です。

委員 ありがとうございます。だから、多分その内容を知らないで、もしかしたら、ぴんとのずれた意見だったかもしれません。例えば町全体やったら、当然それは否決されるわけですが、特に今回のエリアは、まさに稜線と干渉するようなエリアだったので、例えば、そういうところに限ってやるのか、そういういろいろなやり方、多分あると思うので、それを前向きに検討していくのも一つなのかなと思います。

委員長 ただ、もう地区計画まで決まっていますからね。その辺が。

委員 すみません。プロパーの話というわけではなくて、将来的に同じようなことが起きた場合に備えてという意味です。

委員 それについて、私も意見を言うと、住民のニーズというのが、そういう開発とか都市化というのに逆行した興味というのがひしひしと感じていまして、そういうニーズというのは今後ますます強くなっていくのではないかなと思っています。そういう意味もありまして、このまちづくり委員会というのは、そういう観点からのアプローチということも必要かなと思っています。

委員長 どうぞ。

委員 17 ページの交通空間としての道路、広場のところの質問ですが、現在の都市計画の中では、駅前広場、交通公園的な感じに、もう線引きが決定されているのでしょうか。この、ここに何らかのモニュメント、あるいはオブジェを設置することが望ましいというところに、私は違和感を感じたのですが、もうそういうロータリーになって絵が描かれています。

委員長 そういう感じですね。あれ。35 ページの図を見ていただければわかると思いますが。それと、32 ページあたりところですね。表には駅前道路とか駅前広場とか、幅員とか広さとか、かなりもう決まっているわけですね。

委員 駅でいくと、南側がもう既に車が入れる体制にもなっています。今、全国で駅前の見直しというのが起こっていて、ここに同じように車が横づけしないといけないロータリーの駅前が必要かというところは、疑う余地がない状況なののでしょうか。

委員長 何メートルぐらいありました。今のあそこについている。115 メーター。

委員 すみません、この図も、確認したいのは、ほかの道路はまだ換地等の話があるので、具体的にどこにどれくらいかという道路が入るかというのは決まっていないという、そんなイメージですかね。駅前広場だけは公共的なものとして決まっていると、そういう理解でいいですか。

事務局 道路のお話ですが、皆さんの前にちょうど模型があるかと思いますが、その模型が今、組合さんが出されている事業計画に基づく設計図になっておりまして、そこにある道路が区画整理事業で計画されている道路、ここまでの絵姿は今、計画されているということになっています。

委員 35 ページの図には、それは反映されていない。細かいところまでは反映されていない。

事務局 35 ページにある道路は、あくまで都市計画の地区計画で決められていますので、それは今、駅前道路までになっております。

委員 すみません。モニュメントとかオブジェを作るのは、これは駅前広場を作るのは組合ですか。

事務局 組合施行でされる予定となっています。

委員 僕も改めて見て、この駅前広場についてここまで具体的なこと書くのは、何か違和感があります。17 ページの提案の四つ目ですね。駅前広場はって、2、4、6 行ぐらいありますけれども、ここまで具体的なことは書かなくてもいいのではないかなと思います。違和感があります。

委員 もしも今、先ほどの話が正しいのであれば、実はここに書かれていることというのは、もう誰かが決めたことがあって、それをこの中の委員会として提案していて、はいそのとおりできましたとなるということだったら、おかしいことにはなるのですが、なので、今、委員長もおっしゃっていたように、再考する余地があるぐらい、あってほしいということであれば、ここにはそういうことを考え方としては書いておいたほうが当然望ましいとは思っているので、あまり具体的なことは、別にわれわれそんなに議論もしていないし、ということであれば、先ほどの広場的使い方みたいなことができるように再考してほしいみたいな、こういう使い方をという提言にするというのはいかがでしょうか。どういう経緯でこれが、たくさん緑色になっているところは、何かそういうイメージですかね。もう決まってしまうことだから、あまりここは具体的に違うことを言わないでねということなのか。

委員長 違うことを。どちらかというと、決まっているのだからしょうがないぐらいの気持ちで書いているのですけれども。しかし、100メートルぐらい歩けということも言ってもいいのですが。

委員 私も、車が必ずしも入ってきて送迎ができるようなロータリーにする必要はないと思っています。ですので、その下の祭りなどのイベントにおける使いやすさというほうを、もっと強調してもらような書き方をさせていただきたいなと思っています。

委員 すみません。僕が違和感を感じたのは、このモニュメントとかそこまで具体的なところが違和感があるというだけで、車横づけが必要かというところは別にそこまで違和感を感じていません。というのは、僕は島本町の住民ではないので、この車の行き来がどうかわからないのですが、北から西側と東側への車の移動が難しいという場合、例えば高齢者とか障がい者の方って、車ではないと駅に行けなかったりするので、そういう人に、特に高齢者、多分絶対増えてくるので、もし西側の住民が東側ロータリーに行きにくいという事情があれば、西側にロータリー設けるのも別に悪くはないかなとは思っています。

委員長 どうしますかね。私はとにかく、基本的にはそこまで車が行くのが必要だろうということを書いているのですが。だから、だとすれば例えば車の駐車スペースなんかは、むしろ設けるなど言いたいわけで、だから中に何か持ってこいという意味ですね。

委員 すみません、地域の方にお尋ねしたいのですが、この駅周辺とかでお祭りをやる時、例えばこういう道路とかの広場みたいなのは、何か特殊な使い方をするとか、交通規制をかけて何かをするとか、そういうことって実施されているのかどうかというのを少し教えていただきたいのですが。どこでもそうですが、祭りのときに結構、通行止めして、こういった駅とかの広場的なところを使いたいというのは、これも日本全国でとても重要なことで、それで実は街が形成されているといっても過言ではないぐらい、それは大切ですよ。そのときに、もちろん駅のところまで車が入っていけるというのは担保しつつ、だけど多様な使い方ができるようにちゃんと配慮しておいてくださいねというのは、書いとくことができるかなと思うので、そのあたりの使い方みたいところで実情がわかれば、少し書き方も工夫できるかなと思いました。以上です。

委員 現状は、道路の通行止めとかというのは年々規制も厳しくなっているみたいですし、利用が少なくなっているのは多分、現実だと思います。ただ、今、委員が言われたように、道路としても使えるし、広場としても使える、そういうハイブリッドな機能を持たせるというのは、今後、地域の活性化というところで広場的な使い方をするという意味でも、私は有効なのではないかな。このモニュメントとかを作ってしまうと、もう、それ以上の使い方ができないというか。ただでさえあまり広くない空間だと思うので、有効に空間を活用するというのが、私は好み、私はお願いしたいなと思いました。

委員長 まあ直しましょう。あまり具体的なことは書かないということにします。ほかにありますか。

委員 すみません。実現に向けてのところ、重ね重ね申し訳ないですが、自治体とかで、高い建築物を建てる時は近隣の住民と協議しなさいという手続き条例みたいなものを定めているところはよくあるかと思っています。それで整わなかったら調停、あっせんとか、そういうものが設けてあるところはかなり多いと思いますが、そういうものは島本町ではあるのでしょうか。

事務局 はい。島本町においては開発指導の要綱がありまして、それに基づいて、今ご指摘いただいたような内容の場合、協議させていただいております。

委員 それはでも、あくまで要綱ですか。一応それは、その要綱に従った運用は問題なくされているという理解でいいのですかね。

事務局 基本的には粘り強く協議させていただいて、基本的に事業者のほうにも聞き入れていただいているというか、もうそういったかたちで運用させていただいています。

委員長 まちづくり条例とかあったのですよね。なかったですか。

事務局 まちづくり基本条例という条例がありますけれども、そちらについては規制等をするものではなくて、理念的な条例という扱いです。

委員長 いずれにせよ、まちづくり基本条例とか、開発要綱とか、そういう既存のあれはすべてうまくまとめて、ここにあれすることが必要でしょうね。そういうものをすべてあれしたら、どうなるかって。だから、うまくそういうのを総合的に運用できるような体制というものが要るのでしょうか。ほかにありますか。

委員 これも質問ですが、まち育てを実施する体制というのは、具体的にどういう内容ですか。誰が主体でとかいうところから、よくわからなくて。

事務局 すみません、事務局のほうからお答えさせていただきますと、今、そういった体制の検討ということに関しては、21 ページ、22 ページでお示しさせていただいているような、まちづくり協議会ですとか、そういった体制のことをお示しさせていただいているものです。

委員 それがまち育て。

委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいようでしたら、まだあれですが、最初に戻って、テーマのところ、先ほど、最初の島本新市街というのが問題になりましたが、やはりこれは町民の方に愛称的なものを募集するという格好で書いておくのはどうですか。例としてこういう名前が挙がっています。だから、先ほど言いましたよね、島本新町（しんまち）とか、島本未来町（まち）とか、その辺の例を挙げておいて、この中から募集をかけたいと思います。だから、上は空白の書き方にしておいて、下に注記としてそういうのを書いとくという、そんな感じでどうですか。では、そういうことでやらせてもらいます。ほかに全体を通じてございましたら、お願いしたいと思いますが、随分時間オーバーをしまして、大変申し訳ないことになったのですが、そろそろ5時。

委員 すみません。農住エリアのところですが、加える。

委員長 何エリアですか。

委員 農住エリアのところ、9 ページにも。ここに文章をもう少し加えるのは、というのは。

委員長 15 ページですか。どちらでもいいですが、両方ともいいですが、お考えがあれば言っていただければ。

委員 考えというか、先ほど委員が提案されたように、ここにも載せて、9 ページのところにも少し洲浜のことを、土盛りによって隠れた存在とするという、そこら辺だけでもこの9 ページに加えるという。

委員長 とにかく出たご意見を参考にして、また直しますから、その段階で読んでご意見をおっしゃっていただけますか。

委員 はい。

委員長 それで、最終いつ頃完成のおつもりですか。これを。だから、町自体のガイドラインはもう並行してどんどん進めていけるわけですね。だから、これをこれとして固めるというのは、まあ時間的ずれがあってもいいわけですね。もう少し時間があっても。

それによってまたやり方が。いずれにせよ今回が最終回ですので、もう少しやり取りは要るのだろうと思います。ですから、今日出た意見に基づいて修正したものをお出しして、それに対してご意見をいただいて、もう一度修正して、それをまたあれするのかな。まあ1往復か2往復は、もう最低限要りますよね。ただ、いつまでもやり取りなんかできませんので、最後の1往復、2往復ぐらいした段階で、もう私にお任せいただくということで、最後の最後はご了承願えませんか。なるべくご意見が反映できるようには考えますので。ではそういうことで、最終のところはご一任いただくということでお願いします。

委員 ご一任させていただくのですが、今日、新しいこの委員会で皆さんの意見を聞いていまして、いろいろなインプットがあったのですが、そのインプットに刺激されたアウトプットというのは出していいですか。

委員長 出してください。もう今日はあれですから、文書で出して。

委員 わかりました。よろしくお願いします。

委員長 ほかに、今というのはございますか。なければ、もう時間が時間ですから、このあたりにしたいのですが。

事務局 先生、すみません。質問書の件の扱いについてが、まだ残っているかと。

委員長 そうか。先ほど委員が何かおっしゃいましたね。何かございますか。私としては、一旦出したものをもう一度引っ込めて、別のものをなんてことはあまりしたくないですが。

委員 すみません、全部熟読していないのですが、ぱっと見、結構だと思います。ありがとうございます。

委員長 ならそういうことで、この委員会としての質問書ということにさせていただいて、そして、先ほども申し上げましたか、一度は関係者と話をしてみます。現在の私信のまんまではもう、はっきり言えば受け入れがたいような、そういうご返事でした。だから、少しでも動いてくれるように頑張りたいと思います。結果はここに載せさせていただく。

委員 それは、事業計画どおりに組合としてはやらせてくださいという意味ということですよ。事業計画どおりに組合としてはやりますよということですよ。

委員長 まあ言ってみれば、そういうことですね。だから相当強く動くなり、何かしないと、それは言うこと聞いてくれへんでしょ。

委員 改めて委員長が質問の回答を正式にいただくということになるのですよね。

委員長 うん。だからいただくまでには、とにかく一旦協議をさせていただく。

委員 はい。よろしくお願いします。

委員長 そのあたりでよろしいですか。そうしましたら、ここまでにしたいと思います。

事務局 議長、どうもありがとうございました。それでは以上をもちまして、JR 島本駅西地区まちづくり委員会を閉会させていただきますが、最後に委員会の閉会にあたりまして、山田町長からご挨拶を申し上げます。

事務局 皆さん、大変、毎回長時間にわたりまして本委員会にご参加をいただきまして本当に、誠にありがとうございます。心より感謝を申し上げたいと思います。また委員長におかれましては、この委員会にあたりましていろいろと CG を作ってきていただくとか、資料の作成等でもご尽力をいただきまして、誠にありがとうございます。この会議としましては本日終了となりますけれども、先ほど委員長からもありましたように、引き続き 1 往復か 2 往復ぐらい皆様とやり取りをしながら、最終の提言書を仕上げてくださいまして、そちらを町のほうにご提示していただけるということで、それに先立ちまして、われわれのほうでもまちづくりのガイドラインというものをしっかり作っていきたいと思っております。それを基に、また組合、事業者のほうに、われわれとしても要望として挙げていきながら、よりよいまちづくりにしていきたいと思っておりますので、特にここでいただいたご意見等については、しっかりと反映できるようにということで尽力していきたいと思っております。また、委員長におかれましては、本町のまちづくりに関しまして、都市計画審議会のほうでも会長を務めていただくなど、約 30 年にわたりまして本町のまちづくりにご尽力をいただきましたこと、改めて感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。これで私の挨拶は終わりとさせていただきますけれども、引き続き、あと書面でのやり取りになるかと思っておりますけれども、最後までどうぞよろしく申し上げます。本日はありがとうございました。

事務局 以上をもちまして、JR 島本駅西地区まちづくり委員会を閉会させていただきます。ご出席賜りました皆様、どうもありがとうございました。

閉会